

令和5年第11回農業委員会総会議事録

令和5年11月16日（木）第11回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員15人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一	
	2番	赤井勝利		4番	西村勉	
			6番	平利一	7番	奥津忠和
	8番	倉脇敏弥	9番	井藤孝久	10番	宮本武博
11番	藤川雅	12番	小川広文	13番	山田條一	
14番	森立夫	15番	安達利延			
17番	藤本彰					

推進委員10人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫
10番	妹尾元弘				

欠席委員 3人

3番	小田正廣	5番	奥津賢司	16番	信谷昌吾
----	------	----	------	-----	------

議事 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について  
議案第51号 現況証明に係る現況認定について

報告事項 農地改良届について  
農地法施行規則第29条の届について  
法務局照会について  
農地転用期間変更届について  
転用工事進捗状況報告について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前9時30分)

赤迫主査	只今から、新見市農業委員会第11回総会を開催いたします。本日の出席は25名です。欠席、3番小田委員、5番奥津賢司委員、16番信谷委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	改めまして、おはようございます。農地利用状況調査が後2週間となりましたが進行状況はいかがでしょう。11月末までには提出していただければと思います。本日総会后に農業者年金の講習があります。本日も議事進行のご協力をお願い致します。
赤迫主査	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、9番井藤委員、10番宮本委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入りますが、その前に前回の農地法第4条2番、正田の事務所の件について確認内容の報告をお願いします。
西村委員	4番西村です。11月11日土曜日に本人にお会いし聞き取りをしました。既に工事を始めておりまして母屋は撤去されておりました。問題の畑ですが、残土も取られて宅地の高さまで下げられており工事も進んでおりました。本人はまだ若くこれから会社を起ち上げ頑張るつもりで、そのための事務所と車庫を建設するものです。近隣の方の話では、真面目で建設に係る資格等は取得されているそうで本人が重機を使い工事をしておりました。よろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございました。それでは日程2議案第48号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について今回の議案についてでございますが、第3条の申請が8件ございました。現地確認を1番、2番、3番、4番、6番は11月7日に行っており、5番、7番、8番は10月31日に行っております。それでは、1番でございます。場所は上市、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号

の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番平委員。

平委員 6番平です。場所は、上市地内●●●●の真向かいにあります。譲受人の水田の隣接するところにあり耕作する物は全て整っており問題ないと思います。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第48号2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任 次に、2番でございますが、場所は、大佐小阪部、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、

耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地に隣接する家を譲受人が購入することに伴い、同時に申請地を購入し耕作することで合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番。

宮本委員

10番宮本です。11月3日に、山田委員、後藤推進委員とで現地確認しております。場所は、大佐中学校の近くの●●●●裏側にあります。家庭菜園をするようで問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第48号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、3番でございますが、場所は神郷釜村、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はござい

	<p>ません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。推進委員8番。</p>
<p>大原委員</p>	<p>推進委員8番大原です。確認日11月10日、仲田会長、信谷委員と3名で行っております。場所は、新見市営バス●●停から千屋方面に500m先の道路脇にあります。問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第48号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に、4番でございますが、場所は高尾、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は耕作をしておらず、本申請地は休耕地となっていたところ、耕作を考えていた近隣の譲受人が申請地を売買により取得することで合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番。</p>

倉脇委員	8番倉脇です。11月15日に溝尾推進委員と確認しております。場所は、●●●●病院の西側に譲受人の自宅がありそれに隣接する川側の土地です。
会長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第48号5番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、5番でございますが、場所は哲多町大野、現況地目は田10筆、畑4筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、りんどう、野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。12番小川委員。
小川委員	12番小川です。確認日は11月13日です。井藤委員、安達委員、逸見推進委員、私の4名で行いました。場所は、哲多総合センターから県道哲多哲西線157号線を5キロ新砥方面に進んだところの●●●●地区です。大半が農地として管理されており●●●●番、●●●●番、●●●●番、●●●●番は後で出ますが利用権設定がされておりリンドウが栽培されております。これを解除し贈与となります。親族間の贈与で問題

	<p>ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第48号6番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、6番でございますが、場所は上市、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、譲受人宅の裏側にあり、譲受人が耕作を考えていることから贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番平委員。</p>
平委員	<p>6番平です。11月7日、泉推進委員と現地確認しました。場所は、上市市内、親族間の贈与で譲受人は自家菜園の意向で問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号6番の議案に賛成の</p>

方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第48号7番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、7番でございますが、場所は唐松、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、譲受人宅の向かいにあり、譲受人が申請地の耕作を希望していることから売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員

4番西村です。11月8日に森委員、三輪推進委員、私で現地確認を行いました。場所は、国道180号より●●●●方面へ1キロ入ったところにT字路があります。それを右折し数メートル先を用水路沿いに右折し数メートル行ったところに圃場がありました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号7番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第4



8号8番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、8番でございますが、場所は哲多町田淵、現況地目は田8筆、畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、現在は哲多町田淵に居住している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。12番小川委員。

小川委員

12番小川です。11月13日に井藤委員、安達委員、逸見推進委員、私の4名で現地確認をしております。場所は、●●●●小学校から1キロ北へ進んだ県道から300m入ったところにありました。大半は農地として管理されておりましたが2箇所、山の中と畑については少し荒れておりました。親族間の譲渡でありまして問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号8番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に第5条の申請につきまして、1件申請がございました。現地確認

を11月7日に行っております。それでは1番ですが、場所は上市、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は資材置場です。転用理由は、木の伐採作業及び搬出に伴い、原木置場としたいため。というものです。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。工事期間は許可日から3年間です。この申請地のうち、●●●●番は農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長                   この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番平委員。

平委員                   6番平です。現地確認を11月9日、泉推進委員と行いました。木の伐採の貯木場として雨水等は現在の用水路に流します。隣地承諾も受けておりますので問題ないと思います。

会 長                   事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、今回の案件全てについては面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。

全 員                   「よろしい。」

会 長                   諮問不要として、許可を決定いたします。続きまして、議案第50号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。

森本局長               今回新規の貸付が4件でしております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た

	<p>すと考えます。1番下熊谷、田3筆2年1ヶ月使用貸借、2番坂本、田2筆7年10ヶ月使用貸借、3番哲多町蚊家、田2筆3年貸貸借、4番哲西町大野部、田1筆5年使用貸借です。なお4番は農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番からお願いします。</p>
谷岡委員	<p>推進委員1番谷岡です。現地確認を11月9日、赤井委員、泉推進委員と行いました。場所は、旧下熊谷小学校より大佐側に2キロのところにあります。貸付人は体調不良により耕作できないということで、近接農地を耕作されている借受人の方にお問い合わせしたと話を伺っております。</p>
会 長	<p>続いて2番を泉推進委員。</p>
泉委員	<p>推進委員3番泉です。現地確認を11月7日、平委員と行いました。場所は、上市から千屋方面に国道180号線を進み●●●●があります。その左方面へ●●●●がありそれから12キロ先の国道の左右に山側と高梁川の方に隣接してあります。貸付人の圃場は私と利用権設定しておりました。借受人は中山間事業で私と共に活動しておりまして借受ける圃場を探しておられ、この度の申請となりました。</p>
会 長	<p>3番について、9番逸見推進委員。</p>
逸見委員	<p>推進委員9番逸見です。現地確認を11月13日、井藤委員、安達委員、小川委員、私とで行いました。場所は、県道北房井倉哲西線の蚊家の金ホテル交流館近くに●●バス停があります。そこから4キロ先のところに●●地区があり申請人両方の実家があります。貸付人の方は現在の住所で実家は空家になっております。借受人の方は実家に母親が居ましてこの住所から通い耕作されております。田は貸付人の家の前にあります。問題ないと思います。</p>
	<p>4番について10番妹尾推進委員。</p>
妹尾(元)委員	<p>推進委員10番妹尾です。現地確認を11月12日、奥津忠和委員、奥津賢司委員と3名で行いました。場所は、●●●●支所から南東方向へ800m行き県道すぐ下にありました。貸付人の体調不良により耕作をお願いしたと聞いております。問題ないと思います。</p>

会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。
全 員	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第50号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)  全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	再設定が6件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
全 員	「ありません。」
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)  ご意見、ご質問ございませんので、議案第50号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)  全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第51号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に現況証明の申請につきまして、4件申請がございました。現地確認を、1番、2番、4番は10月31日に行っており、3番は11月7日に行っております。 それでは1番でございます。場所は哲多町蚊家、台帳地目は田4筆、畑1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、人手が足らなく長年耕作しておらず、後継者もいないため、荒廃地になってしま

い、個人での復旧が困難になっており、平成10年6月頃から、現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に2番でございます。場所は草間、台帳地目は田1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、後継者がおらず、申請人も耕作ができないため、平成15年3月頃から、現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に3番でございます。場所は上市、台帳地目は畑1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、申請人が新見市外に転出した昭和45年頃までは耕作しており、その後も数年ほど申請人の親が耕作していたが、以降は40年以上耕作しておらず、現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に4番でございます。場所は草間、台帳地目は田1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、平成12年頃まで耕作していたが、イノシシの被害が多く、対策を行っても被害が続いたため、耕作を断念し、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番について12番小川委員。

小川委員

12番小川です。11月13日に逸見推進委員、井藤委員、安達委員、私とで現地確認しました。場所は、哲多町蚊家にあります金ホテル交流館から1キロ南先の●●地区です。県道409号線の道路脇に5筆ともありました。申請のとおり長年耕作された形跡もありませんでした。茅、雑木が繁殖している状態で原野と確認しております。以上です。

会 長

2番について1番神山委員お願いします。

神山委員

1番神山です。11月11日に藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員と現地確認しております。場所は、●●●●小学校から西へ150m行ったところでした。雑木と草が生えて原野でした。

会 長

3番について6番平委員。

平委員

6番平です。11月9日に泉推進委員と現地確認しました。場所は、上市地内ではありますが●●地内であり孟宗竹、雑木等が生えており、原野となっております。

会 長

4番について1番神山委員。

<p>神山委員</p>	<p>1番神山です。11月11日に同じメンバーで確認しております。場所は、北房井倉哲西線を井倉から草間へあがった●●バス停から南へ100m下がったところでした。原野でした。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第51号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、認定いたします。続きまして、報告事項に入ります。農地改良の届について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>農地改良の嵩上げの届出が1件ございました。現地確認を10月31日に行っております。場所は哲西町矢田、現況地目は田1筆でございます。申請理由でございますが、嵩上げして圃場を作業しやすい様にするため。というもので、改良高、改良面積は記載のとおりです。期間は令和5年12月1日から令和6年2月28日までです。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>この件について、関係地区委員より報告願います。7番奥津委員。</p>
<p>奥津(忠)委員</p>	<p>7番奥津です。確認日は11月12日、奥津委員、妹尾推進委員、私とで行いました。場所は、哲西支局から●●●●方面へ800m行ったところ右側にありました。その部分は田をひいてありませんでした。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>農地法施行規則第29条の届出が2件ございました。現地確認を、1番は11月7日に行っており、2番は10月31日に行っております。</p> <p>それでは1番でございます。場所は千屋、現況地目は畑2筆でございます。申請理由でございますが、管理用機械が通行する農道が無く営農活動に支障をきたしているため、農道を設置するもの。というものです。面積は記載のとおりで、延長32メートル、幅6メートルです。工事期</p>

間は許可日から令和5年11月30日までです。

次に2番でございます。場所は草間、現況地目は畑1筆でございます。申請理由でございますが、耕作機械が農地に入りにくかったため、農道を設置して耕作機械を入りやすくしたものです。というものです。面積は記載のとおりで、長い方の延長が24メートル、短い方の延長が14メートル、幅3メートルの台形型の農道になっています。工事期間は令和5年8月10日から令和5年8月20日までです。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。以上です。

会 長                   この件について、関係地区委員より報告願います。小田委員が欠席なので、推進委員2番兒玉委員。

兒玉委員               推進委員2番兒玉です。小田委員に代わり報告いたします。現地確認を11月11日にしました。場所は、国道180号線千屋地内の●●から県道に入り600m先です。ここは以前、水害があつた時に削られて無くなったところを埋め立てた状況です。仕方ないことだと思いますのでよろしくをお願いします。

会 長                   次に、2番を1番神山委員。

神山委員               1番神山です。11月11日に、藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員、私とで現地確認しております。着工され後になって報告が必要かと相談されて、申請を出していただくことにいたしました。対処としては問題ないと思います。

会 長                   続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。

真治主任               法務局照会について、今回6件ございました。現地確認ですが、1番から4番は9月29日に、5番は10月12日、6番は10月13日にそれぞれ行っております。

それでは、1番ですが、場所は哲多町大野、登記地目は畑1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は時期不詳で宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。

次に2番、場所は法曾、登記地目は田3筆、畑2筆、現況地目は原野、宅地という申請で、該当地は時期不詳で原野、宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。

次に3番、場所は法曾、登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申

請で、該当地は時期不詳で宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。

次に4番、場所は哲多町花木、登記地目は田1筆、畑1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は時期不詳で宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。

次に5番、場所は新見、登記地目は畑1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は時期不詳で宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。

次に6番、場所は哲西町矢田、登記地目は畑4筆、現況地目は山林、原野という申請で、該当地は時期不詳で山林、原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。以上です。

会 長           この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願いします。1番から12番小川委員。

小川委員       12番小川です。9月30日、逸見推進委員、井藤委員、安達委員、私の4名で確認しました。場所は、哲多町大野の●●●●号線から脇へ1キロ入ったところです。申請地は既に空家となっていた自宅隣の土地です。そこに納屋のようなものが建っていましたが崩れかけておりました。かなり年数が経っていると思われます。非農地と回答しております。

会 長           2番を14番森委員。

森委員       14番森です。法曾の●●地区にあります4筆、原野になっております。あと1筆の宅地となっているところは●●橋から●●地区に行くところへ昔に倉庫があったところです。以上です。

会 長           3番を14番森委員。

森委員       14番森です。3番も2番と同じ宅地のところです。

会 長           4番について15番安達委員。

安達委員       15番安達です。9月30日、小川委員、井藤委員、逸見推進委員、私の4名で確認をしました。車庫と家が建っておりました。

会 長           5番について8番倉脇委員。



倉脇委員	8番倉脇です。10月16日、平委員、溝尾推進委員と3名で確認しております。場所は、税務署下の社宅裏にあります。建物と一部庭となっておりましたので宅地と判断しました。
会 長	6番について7番奥津委員。
奥津(忠)委員	7番奥津です。確認日は10月16、奥津委員、妹尾推進委員としました。場所は、哲西支局から新見方面へ500mのところを右側へ縦貫を潜り2キロ先に●●家があります。その家に向かって左側に4筆ありました。植林と雑木が生えており非農地と回答しました。
後藤委員	推進委員7番後藤です。理由事項の該当地は時期不詳で問題はないのでしょうか。
会 長	この件につきましては、農地部会を開き審議し来月報告いたします。次に、農地転用工事進捗状況報告について事務局の説明をお願いします。
森本局長	農地転用工事進捗状況報告が3件でしております。上熊谷地内2件、農地法第5条工事用道路設置、建設資材置場、現在は撤去中です。神郷油野地内、農地法第4条農地改良嵩上げの3件がでしております。尚、上熊谷地内の2件の工事については先日完了届がでしておりますので現在は終了しております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願いします。1番2番は省きます。3番を推進8番大原委員。
大原委員	推進委員8番大原です。11月10日に確認しました。9割ぐらいは終わっておりますが盛土が少ないのもう少し待つて下さいということです。以上です。
会 長	続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	利用権設定中途解約合意書が1件でしております。哲多町大野地内、貸付人が他の者に譲るためのものです。先程の3条申請で報告させていただいております。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。9番逸見推進委員。

逸見委員	推進委員 9 番逸見です。先程、説明がありましたとおり 3 条で許可された貸付人の名義が変わるために一旦解約になります。借受人が耕作を止めるわけではありません。
会 長	ここで、10 時 45 分まで休憩とします。  ～ 休憩 ～
会 長	再開します。日程 3 協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
事務局	(ありません。)
会 長	続いて、その他にはいます。事務局からありますか。
森本局	1 2 月の総会後に研修があります。入口に出欠確認表がありますのでまだの方は記入をお願いします。本日は、この後、農業者年金の講習会を行いますので、このままお待ちください。
会 長	それでは、次回総会についてお願いいたします。
赤迫主査	次回の総会ですが、1 2 月 19 日火曜日、午前 9 時 30 分から場所は南庁舎 3 階大会議室で開催します。当日午後 1 時 30 分から「ロマン高原かよう総合会館」での研修会に出席していただきます。なお、議案数により開催時間が変更になる場合があります。
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神山代理にお願いします。
神山代理	以上で総会を閉会します。本日は、この後、農業者年金の説明がありますのでもうしばらく頑張って講習を受けて、加入者を増やせるようにしましょう。今日は、お疲れ様でした。
	(閉会時刻 午前 10 時 50 分)

令和5年11月20日作成

署名委員

議長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_